# 令和元年7月26日

# 第39回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部

「開 会」 (14:00)

○萩原危機管理課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、危機管理課長の萩原でございます。よろしくお願いいたします。これから、着座にて進めさせていただきます。

この協議会は、文京区安全・安心まちづくり条例に基づきまして、文京区における犯罪・事故などを防止し、安全で安心なまちづくりを推進するために設置されたものでございます。本日は、通算で第39回目の協議会となりますけれども、委員の任期満了に伴い、新委員の皆様にお集まりいただいております。

初めに、副区長から委員の委嘱をさせていただきます。

私からお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場にご起立いただきまして、副区 長から委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。

(委任状交付)

**○萩原危機管理課長** 文京区立中学校 P T A 連合会、浅井一郎様

文京区肢体障害者福祉協会、清水康子様

文京区民生委員・児童委員協議会、柴﨑清恵様

文京区青少年健全育成会、武智弘英様

文京区商店街連合会、杉田明治様

駒込防犯協会、田邊國弘様

文京区立幼稚園長会、多比良由恵様

一般財団法人都市防災研究所理事長、小出治様

大塚警察署生活安全課長、松浦稔様

本郷消防署警防課長、大豆生田顕様

文京区立中学校長会、吉村達也様

文京区立幼稚園PTA連合会、小田島久美子様

文京区私立幼稚園連合会、髙橋忠良様

文京区学童保育連絡協議会、森部淳様

公募委員、西弘貴様

公募委員、西村久子様

公募委員、石井和代様

公募委員、今一三男様

次に、職員の任命委員を紹介させていただきます。名前を読み上げますので、その場でお立ち いただければと存じます。 文京区総務部長危機管理室長兼務、吉岡利行委員

- **〇吉岡委員** 吉岡でございます。よろしくお願いいたします。
- ○萩原危機管理課長 なお、本日は、

文京法曹会、三森敏明委員

駒込警察署生活安全課長、鈴木修二委員

文京区立小学校長会、相原雄三委員

文京区町会連合会、髙橋毅喜委員

文京区女性団体連絡会 松尾百合子委員

文京区保護司会、市川秀子委員

文京区高齢者クラブ連合会、奥山泰委員

文京区企画政策部長、久住智治委員

の8人が、所用により欠席でございます。

そのほか、島田委員、山北委員、柳生委員は遅参ということで連絡をいただいております。 それでは、ここで副区長より、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

**〇佐藤副区長** では、改めまして、皆様こんにちは。副区長の佐藤でございます。一言ご挨拶を させていただきます。

本日、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今、皆様方に協議会委員の委嘱をさせていただきました。これから、2年間の任期の間、地域の安全と安心を図るための様々な施策や、安全・安心まちづくり推進地区の指定に関することなどについて、広くご意見をいただくことになります。よろしくお願いいたします。

文京区は、お蔭さまで犯罪の少ない街、安全な街という声をいただいております。文京区における刑法犯の認知件数、平成30年は1,261件、この件数は、前年よりも減っておりますし、また、前年に引き続き、23区で最も少ない数値となっております。これは、区民の皆様一人一人の防犯意識、また、町会や自治会、関係機関の皆様の努力の賜物であるわけですが、やはりそれでも、還付金詐欺などの犯罪は、残念ながら後を絶ちません。

区といたしましては、この協議会において、委員の皆様から安全・安心に関する様々なご意見を伺い、警察、消防とも連携して、犯罪や事故などを防止し、さらに安全で安心なまちをつくり上げていきたいと考えております。

どうぞ忌憚のないご意見をいただければ幸いです。皆様の一層のご理解、またご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○萩原危機管理課長 以上で委嘱式を終了いたします。

副区長は、ほかの公務がございますので、ここで退席させていただきます。

## (副区長退席)

○萩原危機管理課長 それでは、ただ今から、第39回「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議に移らせていただきます。

開会に先立ちまして、まず、会長と会長の職務代理者の選任をさせていただきます。

まず、初めに、会長の選任でございますが、あらかじめお送りした参考資料1の「文京区安全・安心まちづくり条例」施行規則をご覧ください。

6ページの第13条第2項で、「会長は学識経験者の中から、委員の互選によりこれを定める」となっておりますので、小出委員、三森委員のお二人の中から選任することになります。会長の選任につきまして、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。

#### (異議なし)

○萩原危機管理課長 それでは、小出委員に会長をお願いしたいと存じます。

小出会長ご挨拶をお願いいたします。

**〇小出会長** 選ばれました小出と申します。皆様方の協力で、この協議会の円滑な運営を行っていきたいというように思っております。

ただ、私は現在、中国で勤めておりますので、少しスケジュールの面で皆さん方に少しご迷惑をかけると思いますが、そのときはよろしくお願いいたします。それでは、これからやっていきますので、よろしくお願いします。

○萩原危機管理課長 ありがとうございました。

次に、会長の職務代理者の選任に移ります。同じく施行規則第13条の第4項で、「会長に事故があるときは、会長が予め指名する委員がその職務を代理する」となっております。職務代理者の選任につきまして、会長からご指名をお願いいたします。

**〇小出会長** 三森委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (異議なし)

- **〇小出会長** どうもありがとうございます。
- ○萩原危機管理課長 会長から三森委員を職務代理者にとの指名がございました。三森委員は本日、欠席でございますが、指名があった場合には、会長職務代理者となられることについて、事前にご内諾をいただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、これからの進行は小出会長にお願いしたいと存じます。

小出会長、よろしくお願いいたします。

- **〇小出会長** それでは、初めに本日の席上の配付物について、確認をしたいと思いますが、事務 局から、お願いします。
- ○萩原危機管理課長 事務局です。

それでは、本日の席上配付物について、確認をお願いいたします。 3点ございます。

1点目は、委員名簿でございます。2点目は、「文の京」安全・安心まちづくりのパンフレットでございます。3点目は、事前に送付した資料の一部差しかえでございます。具体的には、資料第1号、資料第2号、資料第3号、資料第21号及び参考資料2でございます。

以上、3点の席上配付資料はよろしいでしょうか。

**〇小出会長** よろしければ、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、あらかじめ事務局から資料をお送りしておりますので、それに沿って進めたい と思います。

それでは、まず報告事項について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

## ○萩原危機管理課長 事務局です。

報告事項に入る前に委員の皆様に事前にお送りした資料の確認をさせていただきます。

まずは、次第、次に、資料第1号から第21号までの資料、それから参考資料1として、文京 区安全・安心まちづくり条例及び同施行規則の条文が書かれたもの、参考資料2として、前期協 議会の開催状況について、前任期期間中に報告・審議した内容を載せているものでございます。 よろしいでしょうか。

なお、委員の皆様がご発言される場合は、初めにお名前を言っていただきたいと思います。ご 発言の前にマイクの下のボタンを押していただくと赤いランプが点灯します。発言後は、ボタン を押すとランプが消えますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

まず、1点目は、協議会の会議運営についてでございます。お手元の資料第1号「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等についてをご覧ください。

「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等につきましては、以下の1から4までの とおり、申し合わせ事項でございます。

1番目は、取材についてでございます。

2番目は、傍聴についてでございます。会議は、公開を原則といたします。その他、傍聴につきましては、(1)から(8)までのとおりに定めてございます。

3番目は、会議録等の公開についてでございます。会議録は、協議会委員の皆様に内容の了承 を得た上で公開といたします。

4番目は、その他の運営についてでございます。その他、必要な事項はこの協議会において定めることといたします。

資料第1号につきましては、以上でございます。

**〇小出会長** 説明がございましたが、当協議会の会議運営等につきまして、何か分からないこと や、ご質問があったら承りますが、よろしいでしょうか。

それでは、これに従って運営をしていきたいと思います。

それでは、引き続き事務局から説明をお願いしたいと思います。

## 〇萩原危機管理課長 事務局です。

では、2点目の報告をさせていただきます。

次第の2でございます。「文の京」安全・安心まちづくり協議会についてご説明いたします。 お手元の資料第2号をご覧ください。

1番目は、設置の趣旨でございます。この協議会は、安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関しまして、広く地域活動団体や区民、専門家、関係行政機関にご意見を伺いまして、施策に反映させていくほか、公平性及び中立性を担保する観点から設置したものでございます。

2番目は、安全・安心まちづくりの定義でございます。この協議会では、犯罪、災害及び事故の防止、心地よい地域環境の整備を推進する活動を、「安全・安心まちづくり」といたします。 また、環境の美化及び浄化、バリアフリー、障害者等への配慮など、生活環境を快適なものにしていくような活動も含むものといたします。

3番目は、審議事項でございます。皆様にご審議いただく事項といたしまして、(1)安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関すること、(2)推進地区の指定に関すること、(3)その他、安全・安心まちづくりに関すること、以上の3点が、安全・安心まちづくり条例により定められてございます。

具体的にこの協議会でご議論いただく内容といたしましては、4番目の協議会の役割にございますように、安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区を指定する場合と、(2)にあります地区指定において、施策の実施を著しく害したと認めた者に対して、指導・勧告を行う場合に、皆様からご意見を頂戴いたします。また、(3)として、安全・安心まちづくりとして区が行っている施策につきまして、皆様からご意見を頂戴いたしますとともに、(4)区長に対しまして安全・安心まちづくり施策の提言を行うこと、以上の4点でございます。

最後に、5番目は、この協議会の組織についてでございます。(1)委員の構成としては、学識経験者の方や関係行政機関の職員の方、地域活動団体の代表者の方、公募で参加されている区民の方、区の職員、これらの方々によりまして、今期は30人となってございます。(2)委員の任期は令和元年7月19日から令和3年7月18日までの2年間ということでお願いをしてございます。(3)会長につきましては、先ほど小出会長と決められましたとおり、学識経験者の中から委員の皆様の互選ということで定めさせていただき、(4)協議会の招集は、会長が行うものとさせていただきます。

資料第2号につきましては、以上でございます。

- **〇小出会長** 以上の説明につきまして、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。 なければ、引き続いて事務局から説明をしてください。
- ○萩原危機管理課長 事務局です。

では、3点目の報告をさせていただきます。

3点目は、区の安全・安心まちづくり事業についてでございます。お手元の資料第3号をご覧ください。

1番目は、文京区安全・安心まちづくり条例でございます。この協議会は、平成17年4月1 日に施行した安全・安心まちづくり条例に基づいて行っているところです。

この条例の主な特徴は、(3)にありますとおりですが、特にウにあります「地域活動団体の申請に基づいて、特定の施策を推進する地区を指定することができる」と定められています。

2番目は、その「安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区」、いわゆる推進地区の指定でございます。 (1) 推進地区の種類につきましては、通学路の安全対策を推進する地区、自転車の安全運転を推進する地区、防犯対策を推進する地区、区長が特に必要があると認めた地区の全部で4種類でございます。

この推進地区の指定の申請に際しましては、(2)でございますけれども、イ(ア)、(イ)、 ここに書いてある2点のいずれも該当しなければなりません。(ア)としましては、申請しよう とする者が申請に係る地区において、自主的かつ積極的に安全・安心まちづくりを行っていると いうことで、活動実績があるということが大前提になってございます。

次に、(イ)としましては、申請に係る地区の区民、他の地域活動団体、事業者等の賛同を得ているということで、地域の方の合意形成がなされた上で申請をいただくことになってございます。地域活動団体から申請がございましたら、(3)でございますが、この協議会にお諮りし、皆様からご意見を頂戴いたしますとともに、パブリックコメント、区民意見を1か月間募集します。その後、(4)ですけれども、これらを総合的に考慮して推進指定地区を指定するという流れになっております。

なお、昨年度末時点の指定状況については、資料の中の「文の京」安全・安心まちづくりのリーフレットに記載してございますので、後ほどご覧ください。

3番目は、安全・安心まちづくり事業補助でございます。推進地区の指定を受けた場合は、活動支援といたしまして、都と区から補助がございます。(1)アとして、防犯カメラ等の防犯設備補助、イとして、防犯カメラの電気料金補助、ウとして、安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用補助がございます。

また、推進地区以外の団体が行う(2)自主防犯活動の支援といたしまして、ア、安全・安心 まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用の補助と、イ、青色防犯パトロールカーの燃料費補 助がございます。

4番目は、「文の京」安心・防災メールの配信でございます。防犯等の安心情報や災害情報等につきまして、あらあじめご登録をいただいた方にメールを配信させていただいております。

5番目は、青色防犯パトロールカーの運行でございます。現在、区民のボランティア団体が2 団体ございますが、その団体と危機管理課及び防災課の庁有車で青色防犯パトロールを実施しているところでございます。

6番目は、パトロール用の資器材(ぶんちゃんバトロールベスト)等の貸出です。

7番目は、地域安全教室等の開催として、子供や高齢者を犯罪等から守るための教室やキャンペーンを実施しています。

8番目に、高齢者等に対する特殊詐欺等の未然防止対策として、自動通話録音機を無償で貸与 している自動通話録音機貸与事業について記載しております。

9番目は、繁華街における安全・安心を進めるための客引き行為等の防止対策としての文京区 客引き行為等の防止に関する条例について記載してございます。

資料第3号につきましては、以上でございます。

**〇小出会長** どうもありがとうございます。以上の説明につきまして、ご意見がございましたら。 よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、引き続きご説明をお願いしたいと思います。

#### 〇萩原危機管理課長<br/> 事務局です。

資料第4号から第8号までは、前回の協議会でご審議いただいた推進地区の指定についての報告でございます。

初めに、資料第4号をご覧ください。防犯対策を推進する地区の指定を行いましたので、ご報告いたします。地区名、音羽四丁目町会地区、団体名及び代表者、地区の範囲は記載のとおりでございます。地区の範囲は、裏面をご参照ください。

地区の指定の経過は記載のとおりでございまして、7月16日に推進地区の指定を行っております。指定期間は、令和4年7月15日までの3年間でございます。

こちらと同様に、資料第5号は、湯島一丁目町会地区、資料第6号は、蓬莱町会地区、資料第7号は、小日水・九桜地区、資料第8号は、動坂町会地区の指定についての報告でございます。この5地区を加えて、安全・安心まちづくり推進地区は合計で40地区となっております。 資料第4号から第8号までにつきましては、以上でございます。

## **〇小出会長** 何かご質問ございますか。

ないようでございますので、議事を進行したいと思います。

次第の審議事項に移ります。事務局から説明をしてください。

## 〇萩原危機管理課長<br/> 事務局です。

資料第9号から第19号までは、新たに申請があった11の推進地区の指定についてご審議いただくものでございます。本来であれば、それぞれの代表者と所管の警察署から直接ご説明いただ

くところですが、申請件数が、非常に今回は多いということで、私から説明をさせていただきます。

初めに、資料第9号をご覧ください。富坂二丁目町会地区について、防犯対策を推進する地区 の指定申請がございました。

団体名及び代表者は、富坂二丁目町会会長、萬立幹夫様です。申請内容は、別紙の申請書のとおりでございます。地区の範囲は、小石川二丁目4~10番ほかでございます。地区の指定の手続は、令和元年7月1日に推進地区指定の申請があり、本日の協議会での審議の後に、8月19日から9月17日まで、パブリックコメントの募集を行い、9月中に推進地区指定の決定を予定しております。

同様に、資料第 10 号から資料第 19 号までについてでございますが、こちらにございますとおり、10 団体から防犯地区を推進する地区の指定申請がありました。申請団体名及び代表者でございます。

資料第10号、柳町三和会会長、平賀徹様

資料第11号、道和町会会長、大森道昭様

資料第12号、春日礫川町会会長、佐伯領二様

資料第13号、林町町会会長、小宮繁雄様

資料第14号、宮下町会会長、新保松雄様

資料第15号、大塚窪町町会会長、堀内喜司夫様

資料第16号、目白台雑司ケ谷町会会長、窪田新一様

資料第17号、音羽三和会会長、鶴岡明様

資料第18号、上動五三会会長、櫻井新次郎様

資料第19号、神明町会会長、市村泰敏様

各地区の範囲や地区指定の手続等については、それぞれの資料をご覧ください。

なお、本日は、各地区の所管警察署の生活安全課防犯係のご担当者様にもお越しいただいております。各警察署からは、これらの地区における犯罪発生状況等を踏まえ、推進地区の指定について指示をしていただいているところでございます。

説明は、以上でございます。

**〇小出会長** 非常に簡単にまとめて説明されておりますので、少し資料に目を通していただいて、 ご質問があれば、是非してください。詳細内容の検討をして、それで、その上で認定という運び になりますので、十分な活動があったのか、これでいかなる活動をするのかという辺りについて、 見てください。 特に今回は、省いておりますが、所管の所轄の警察署の説明であるとか、それから、直接代表 者からの説明が省かれておりますので、皆様方に少し見ていただいて、ご審議をいただきたいと いうように思います。

これで、全体として文京区の中で、どのような流れで指定をされているかというのは、ご説明できますか。

○萩原危機管理課長 こちらで審議をしていただきまして、協議会でご承認いただければ、パブリックコメントをいたしまして、その後、文京区で指定をさせていただくという流れになってまいります。

**〇小出会長** よろしいでしょうか。余り簡単な資料だけでなかなか把握は難しいかと思うんですが、もし、後でも結構ですので、質疑があれば受けたいと思います。とりあえず、次の資料の第20号について、説明をお願いしたいと思います。

## ○萩原危機管理課長では、事務局です。

資料第20号は、既に推進地区に指定されている地区について、推進地区の変更の申請があったため、ご審議いただくものでございます。

こちらも本来であれば、代表者と所管の警察署から直接ご説明いただくところですが、私のほ うから簡単に説明をさせていただきます。

変更申請のあった地区は、音六町会地区、団体名及び代表者は、音六町会会長、小嶋忠幸様です。申請内容は、地区名、地域活動団体名及び地区の範囲の変更で既に指定されている音六町会地区に隣接する音羽七和会と音八会の区域を加え、新たに音羽六・七・八町会地区として活動していくというものです。新たな地区の範囲は、音羽一丁目5番ほかでございます。地区指定の手続は記載のとおりとなっておりまして、9月中に推進地区変更の決定を予定しております。

資料第20号につきましては、以上でございます。

**〇小出会長** 少し、隣接地域を含んで活動したいということだと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一応目を通していただいたということで、推進地区の認定ということでございますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、その他に移ります。

資料第21号について、事務局から説明をしてください。

#### ○萩原危機管理課長 事務局です。

資料第21号は、委員の皆様の中で、本協議会で協議してほしい事項がある場合に協議会に提案していただく方法を説明したものです。これは、前期の協議会から導入された仕組みで、前期においては、自転車マナーの向上施策や特殊詐欺被害の減少対策などについて、委員の方から具体的なご提案をいただき、それについて委員の皆様の間で活発な議論をしていただきました。

今期においても、安全・安心まちづくりに資するテーマがございましたら、ご提案をいただければ幸いでございます。

資料第21号の1ページ目をご覧ください。

協議会開催の1か月前を目途に、事務局から委員の皆様宛に開催日程の通知文を送付いたします。その際に、協議事項提案用紙を同封いたしますので、提案事項のある委員は、ご記入の上、協議会開催の2週間前までに事務局にご提出をお願いいたします。

提案された事項については、事務局において事前検討の上、その取扱いについて会長と調整をさせていただきます。その結果、協議すべきと考えられる事項については、協議会を開催した際に、まず、提案者から提案の趣旨等を説明していただき、次回の協議会における協議事項として採用すべきかを委員にお諮りした上で、採用・不採用を決定いたします。採用された協議事項については、事務局において、資料の取りまとめや、関係者の協議会参加要請等の準備を行った上で、次回の協議会で皆様に議論していただく流れとなります。

未記入の提案用紙も資料に添付させていただいておりますので、こちらを本日お帰りいただいてすぐにご記入いただいても構いません。

資料21号につきましては、以上でございます。

**〇小出会長** 実際、審議していただくことの中で、1番目は指定地域、推進地区の指定ということが非常に重要なミッションなのですが、その次は、安全・安心まちづくりに関わることであり、せっかく皆さんがお集まりですので、ここの中で議論をして、先ほどの説明によれば、それを区長に提案できるということになっております。なるべくこういう制度を生かして、時間の許す限り、ここの中で提案をしていきたいというふうに思っています。

それで、前回、西委員にご提案をいただいていましたけれども、この手続方法についていかがですか。何か手続上の問題はございますか。特にございませんか。

**○西委員** 特に手続上の問題というよりも、この前の協議会の席でご報告申し上げたとおり、一応、提案はさせていただきましたが、問題はそれに伴う各専門の方のご意見を伺う時間がなかったために、あくまでも提案だけに留めさせていただいたということです。それをこの後、引き続き審議いただいたほうがいいかどうかも含めて、ご検討いただきたいということで提案させていただきました。

**〇小出会長** 提案して、いろいろな具体的な案まで出していただきましたが、それを区としてやれるかどうかというところの判断を、やっぱり我々以外のほかの専門家を含めて検討していただきたいと、そういうことですよね。

**〇西委員** そのとおりです。

**〇小出会長** ただ、非常に皆さん方が共有されるような問題は、この中でも先ほどご説明がありましたが、自転車の話は非常に高い関心を持っておられて、自転車の危険運転による被害、交通

事故を起こされるという問題に対して、どうするかなんていうのはかなり関心を持って議論をされていました。

だから、皆さん方それぞれのお立場の中で、いろいろな関心のあることがあって、どうやって解決をしていいのか分からないという問題があれば、是非ここの中で、できるだけ議題として取り扱って、区としてもここが適当な所管の部署になるかどうかも分かりませんけれども、それも含めて、とりあえず投げてみるということをやっていただくのは、いいのではないかというふうに思っています。

ただ、制限としては、一応、安全・安心まちづくりで、協議会の定義の中にもありますが、それに環境の問題とか、この辺に深く関わる部分での議論をしていいということになっておりますので、例えば、ごみの問題みたいなものは多分ここの協議会の中で議論できる課題ではないかなと思っています。だから、そういう意味で、割と多岐にわたる部分があるかと思います。

それから、皆様方はそれぞれ実際の活動を通した団体の代表者でもあるかと思いますので、その中で、皆様方はそれぞれのお立場の中で解決する方法はあるかと思いますけれども、こういうところに出して、この問題が非常に重要な問題になっているというような情報を提供していただくということも、一つの我々の役割ではないかと思っています。

一番最初は、ただ口頭でこんなことをやろうとかいうようなことでやっていて、ファクスで1 枚流していたということもあったのですが、そのうち何か資料を出せとか、そういう面倒くさい 手続の話まで来るかもしれませんけれども、是非、これを私自身としては、こういう活動をやる ことが非常に有用というか、重要じゃないかと思っていまして、こういうことをやらせていただ いております。是非、言いたいことがあれば、言っていただきたいと思っております。

今日は、これで議題は終わりになります。非常に早く終わってしまったというのは、逆に議事 次第を見ていただくと分かるのですが、非常にたくさん議題があって、これを一つ一つ通常どお りで審議していくと、非常にたくさんの時間がかかってしまうということで、まとめて一括審議 ということにしていただいた結果が逆に、時間が非常に余ってしまったということでございます。 この会議がこのメンバーで最初の協議会ということでございますので、何かご質問とか、ご意 見があれば、伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そんなに、遠慮するというわけじゃないですが、何でも、ご意見をいただきたいと思いますが、 いかがですか。

#### ○武智委員 文京区青少年健全育成会の武智と申します。

初めに質問すべきことだったのですが、先ほど、机上に事前にお配りいただいた資料と、事前 にいただいた資料で差し替えというお話がございましたけれども、そのまま差しかえていいので しょうか。

#### 〇萩原危機管理課長<br/> 事務局です。

申し訳ありません。細かい文言の修正が主な点でございまして、段落が無かった部分など、そのようなところの形式的な修正をさせていただいています。内容的な変更はありません。そのまま差し替えていただいて大丈夫です。

**○武智委員** あともう1点です。先ほどの委員意見の用紙のことですが、それについても若干の違いがあるのですけれども、これはどちらでも使っても構わないということでよろしいでしょうか。

- ○萩原危機管理課長 今回、お渡ししています白い用紙を使っていただければと思います。提案の趣旨と理由を簡単に書いていただいて、個別にいただいた場合は、詳しくヒアリングをさせていただきますので、まずはこれを出していただくということになります。
- **〇小出会長** その他に。何でもいいです。どうぞ。
- ○杉田委員 文京区商店街連合会の杉田と申します。

推進地区の定義ですけれども、もちろん悪いことではないのですが、先ほどの地区に指定されたところで、一つのマンションのところがありますよね。ほかのマンション1棟に対して、地区を指定するということができるんでしょうか。

## 〇萩原危機管理課長<br/> 事務局です。

地縁団体として、町会として登録をしているということで今回申請をしていただいていますので、一つのマンションだけでも、そこが自治会の形を成していれば、それは申請ができることになります。個々のマンションでは、地区としては認められない形になってまいります。

あくまでも、町会あるいは町会と商店街と合同で行っている地区ということで、地区指定をさせていただいております。

**〇小出会長** 先ほど地区の指定の見直しがありましたが、地区は非常に町会という単位でも、町会もいろいろ非常にたくさんであり、大きいものや小さいものがあったりして、せっかくやられるのであれば、合同して一つのまとまりのある地区として指定されるほうがいいのではないかという議論は、この協議会の中でも非常にたくさん議論されています。

だから、どのくらいの広さでとか、どのくらいの数でとかという定義はないのですけれども、 とりあえず、町会単位ということがこれまではベースになってやっているということですね。

ただ、文京区はそうでもないのでしょうが、他の区市に行けば、マンションという問題が非常に重要で、そのマンションが要するに、逆に言えば、自治会にほとんど入っていないということがあって、自分たちは自分たちの管理組合の中でやっているというようなことも非常に多いものですから、そういうものが地区の活動から外れてしまうというのは、これも問題があるということで、なるべくそういう町会や自治会に入っていないところも一緒にやっていただくのが望ましいと思っています。

そのほか、いかがですか。

# 〇柴﨑委員 民生委員の柴﨑です。

今回、初めて参加させていただいたので伺いたいんですが、防犯対策を推進する地区というの に指定されたのは、今、文京区全体でどれくらいの割合になりますでしょうか。

○萩原危機管理課長 この3月までが、町会数でいうと 95、全町会の 61%でございまして、指定地区としては、35 地区でございました。それに先ほどご報告した地区が増えてきますので、今現在で 40 地区、パーセンテージで言うと町会の 65%程度が地区指定を受けた町会ということになります。そして、今回 11 地区の推進地区指定と 1 地区の名称及び区域変更がございまして、そちらも入りますと 74%になってまいります。

**〇小出会長** せっかくですので、今の話は、このリーフレットにありますので、それを見ながら 少し補足があればお願いします。

## ○萩原危機管理課長 事務局です。

パンフレットを、皆様にお配りしております。開いていただきまして、地図がございます。こ ちらの地図で青く示しているところが、今年の3月末までに指定された地区でございます。

そして、重複している防犯対策を推進する地区と通学との安全対策を推進する地区というところが、汐見の辺りにあります。紫色になってございます。こちらは、防犯対策と通学路の安全対策を推進する地区ということで、他のほとんどが防犯対策を推進する地区、水色の部分でございます。今回ご申請いただいているのは、防犯対策を推進する地区としてです。

通学路の安全対策を推進する地区というのは、千駄木小学校の地区ということでございまして、 文京区の中では、こちらだけになっております。

指定の地区数ですとか、先ほどご説明いたしました安全・安心まちづくり推進地区指定の流れ につきましても、地図左の表の下の辺りに記載をさせていただいているところでございます。

**〇小出会長** 最初は、湯島辺りのいわゆる歓楽街の防犯の非常に憂慮されるべきような地域から、 手が挙がってきて、徐々に増えてきてはいるんですが、まだ、全体を網羅しているというわけで はないということで、是非、皆様方に関係するところがあれば、広報も兼ねて、こういうものを ご紹介いただけると有り難いなと思っています。

ただ、途中から今の千駄木の話もありましたが、基本的には従来の活動をベースにしたものをいかに進めるか、その活動支援をするかということできております。通学路の安全対策に関わる部分で、千駄木は珍しい事例です。その後、特に防犯活動の中では、防犯カメラの設置というのが非常に重要なものになってきて、防犯カメラの設置に関して補助をするということで、この水色の部分が非常にたくさん出てきたというような経緯ではないかと思いますが、何か間違っていますか。何か補足があればお願いします。

## ○萩原危機管理課長 事務局です。

会長がお話されたとおり、こちらのパンフレットを開いていただいて右側に、安全・安心まちづくり推進地区への活動支援というのがございまして、その2番目に、防犯設備整備費用の補助がございます。この中に防犯カメラがございます。今、東京都が補助を厚くしておりまして、団体としては12分の1の自己負担で防犯カメラがつけられるという形になってございます。

**〇小出会長** 防犯カメラも最初は設置だけに補助をしていたのが、その後、電気代、維持に対しても多少補助が出るということで、多少使いやすくはなってきているのではないかなと思います。

○萩原危機管理課長 それでは、事務局のほうからも説明をさせていただきます。

防犯カメラ電気料金費用の補助につきましては、区の単独の助成事業になっております。それから、今年度から東京都が設備維持管理費の助成制度を始めまして、文京区も導入を検討しております。今、予算化をするということで進めております。また、具体的に決まりましたら、区報等でお知らせしてまいりたいと考えております。

**〇小出会長** そのほかでも結構ですが、何かございますか。 はい、どうぞ。

**〇石井委員** 千駄木小学校の地区のように、この水色のところも重複して申請したりとかできるのですか。特例として何かあるのでしょうか。

## 〇萩原危機管理課長<br/> 事務局です。

こちらの申請自体はしていただくことはもちろん可能です。改めて、通学路の安全対策を推進する地区として指定をしてほしいということであれば、可能です。こちらの場で審議をしていただいた後に指定するという形になります。

ただ、活動支援の部分につきましては、指定地区であれば補助は受けられるということですので、指定された後に、重複して申請をするというようなことは今までございません。重複の指定で何かメリットがある、追加の補助があるかというと、そういうことではありません。

**〇石井委員** ありがとうございました。分かりました。

**〇小出会長** あと、これに関してはなかなか難しいのですが、元々は地域住民の自分たちの活動をベースにしてやっているものに、機械である防犯カメラを加えるということで、それが自分たちの活動そのものを促進するというか、補助することで活動を支援するということを目的にしてやっているわけです。だから、本来的には住民の活動が主体になっているので、カメラさえつければそれで終わりという話ではないわけです。活動が非常に拡がってくると、オンブズマン的な発想からすると、これだけお金を使って役に立ったのかという話があるわけで、多分そのうち、この協議会の中でも評価や、住民の活動とそれから防犯カメラそのものじゃないけれども、これによってどういう活動が得られたかという話を少しずつやっていかなければいけないんじゃないかなという気もしています。

前も、話したことがあるかもしれませんが、活動をやっている方の現状をこの中で報告していただくなんていうのも、一つの方法か思います。要するに、自分の地区で防犯カメラをつけたからといって、そんなに街で商売がうまくいくということではないのだろうけれども、カメラをつけてどうなったのかというのは、非常に気になる話です。それで、今まで住民のパトロールを皆さん方が夜中にやってらっしゃったものを、カメラにまかせればいいよということで、やめてしまったということであれば、非常に気になることになりますし、そういう意味で、地区を指定したということが、どういう効果を生んだかということに非常に興味があります。

一番最初は、非常に部分的な地区指定であったので、まず是非それを全部に広げるというのは 非常に重要な役割かなと思っていますが、大分広がってきたと思います。それで、その次は、だ から少し違った観点からの物の見方も必要になってくるのかなというような気がしています。

特に、東京都は、2020 年のオリンピックが一つの目標で、こういう安全・安心に関わる部分での予算がかなり豊富についてきていますが、オリンピックが終わると、余りこういうものに対する補助がそんなに出なくなるので、そういうときに、必要だから増やせというようなことを言うには、やっぱり住民の活動がこんなに活発にやっているという根拠がないと、なかなかお金だけくれというわけにいかないものですから。そういう意味で、世の中の流れがオリンピックを境にして、指定の範囲が少し変わるのではないかなというふうに思っています。このような少し達観した目でも見ていただくと、変わった考え方ができるかもしれません。

そのほか、何か。はい、どうぞ。

## **〇今委員** 公募委員の今と申します。

今回初めてこういう席でお話させていただく機会を、本当に感謝いたしております。

ご参考のためにちょっと申し上げますと、実は私は、港区で警備及び防災の関係の仕事をやっていますので、まず、非常に興味をもったのが、青色防犯パトロールを皆さんがボランティアでなさっている。港区の場合は、警備会社を雇ってというか、公募して、今青色パトロール4台がフルに稼働しています。それで、来年はもう1台増やすというから、ニーズがあり、評価されている結果だと思うんです。ある意味で警察の皆さんの活動を支援するような形で警備会社が青色パトロールを、これは自身の車でやっているのですが、文京区では、月2回ボランティアでやっていると。この辺が将来にわたってのセキュリティーを考える場合、ある意味で防犯カメラよりも行動力、それから一般の生活住民に与えるプラスマイナスの影響力、それから抑止力ということを考えると、もう少し増やしてもいいんじゃないかなと思います。予算の都合もありますから、例えば、ボランティアの方でも定期的にどこかチームを組んでもう少し増やしていく。つまり、文京区でも青色パトロールは配備され、行動していますというのが、警察の皆さんが活動するよりも非常によい影響を与えるというか、意識を高める、防犯意識を高める。つまり、安心・安全のまちづくりという文京区の狙いをそういう面からバックアップする。特に、そういう青色パト

ロールは、イベント、お祭りなんかがあるときに、そこに行っただけで、ああやってくれているなみたいな、警察の活動とは違った意味で、みんなでその車を運転してやるとなったらば本当に素晴らしいものだと思うので、一度ご検討いただければよろしいかなと思います。

○小出会長 今おっしゃられたことは非常に本質的な問題で、それに日本的な、要するに社会のあり方ということの本質みたいなところで、私も同じように考えているんですけれども、いわゆる防犯とか、犯罪を抑止する機械的な警備として防犯カメラが非常に有用であるし、あるいは青色パトロールカーでの巡回実施など、要するにセキュリティーの専門家に任せるというのは一つの方法です。それで、港区は、かなりそういうことをやられているし、それから他のところでも、どっちの方法を執るかというようなことでかなり議論をしたんですが、お金があれば専門家を雇ってというのが一つの方法ですが、港区の例えば六本木とか、ああいうような繁華街のところと文京区を比較すると、全然違うようなところもありますよね。そうすると、防犯対策のやり方も全然変わるはずです。それでしかも、夜中に全く人がいなくなるような地域もあるし、夜中に住んでいるというのもあるわけです。

文京区はどちらかというと人が住んで生活している場所で、そうすると住民の関心事というの は、必ずしも泥棒を捕まえることだけではないですよね。町会の活動というのは、みんな一緒に 生活全体を支えるんだという中でやられていて、一つは盆踊りをやったり、いろいろなセレモニ ーをやったり、あるいは声掛けをやったり、いろいろな交流を通して支援をやっているわけです。 それは、要するに犯罪というだけじゃなくて、生活の全般をみんなで支える生活の仕組みをつく っています。みんなで協調して協働してやるというのは非常に重要で、これが日本の生活の仕方 ですよね。その中で出てきているものですから、答えはどちらなのかよく分かりませんけれども、 生活の一つの非常に大きな柱として、防犯の話があるんだと思います。当然ながら、防犯だけじ ゃなくて、火事の問題も当然あるし、それから、今は非常に大きな問題で、高齢者や子どもたち が安心して生活できるまちにするにはどうするかなんて非常に大きな問題もたくさんあるわけで、 それを専門家だけに任せるのではなくて、住んでいる住民が自分たちの生活の時間を割いてでも やるのが重要だということが、昔から根付いている基本的な認識となっているんだと思います。 ただ、社会もいろいろと変わってきて、特に人間の地縁というのは、住んでいる場所によって構 成されている。今の若い人は地縁じゃなくて多分ネットの社会の中で生きている人たちがたくさ んいて、それはそれなりのネットワークがあって、いろいろなやり方があるので、少しそういう 地縁というのは必ずしも非常に重要な要素ではないのかもしれない社会になってくるかもしれま せん。いずれにしても、今のところ地縁に基づいて隣に住んでいるということが非常に重要な社 会で、我々がここ 100 年ぐらいかけて培ってきたそういう社会の倫理、価値観でこういうのをや っているということで理解しているんです。

だから逆に言えば、防犯の危機というのは、それと相反する性格もあるので、それをどう我々は受け止めるかというのは、非常に本質的な問題のような気がするので、皆さん方も是非考えていっていただくと有り難いですね。

特に、カメラの映像というのは、最初に議論したときに、誰が使えるのと。カメラで撮って、映像を撮ったら自分たちで犯罪者を捕まえるのかという話があったわけですね。カメラで映像を撮っても、基本的には、それは警察の方しか役に立たないわけですよね。我々がそれで非常に議論したのは、カメラというのは元々防犯カメラという名前がいいのかどうかということもあって、例えば、落とし物や失くしものをしたという人がいて、当然ながらカメラに映っているかもしれないわけで、それに使ったらいいのではないかと。当然ながら非常にたくさんの用途があるはずで、防犯カメラということでやると、それを非常に制限してしまうこともあって、そういうことも使っている方が議論してもいいのではないかという意見もありました。

はい、どうぞ。

○武智委員 先ほどの補助の件でちょっと質問したいのですが、電気代の補助をするという形で、防犯カメラの設置場所は区であったり、あとNTTであったり、東京電力の電柱であったりと様々あると思いますけれども、それらの電気料金に大きな違いはないと思っていますが、その違いがあるのかどうかという確認がまず1点です。あと、既存の防犯カメラも含めて、これから申請が出てくる防犯カメラもそうですけれど、例えば、今先生の話にもちょっと関係はしますが、設置場所によっては、個人宅のプライバシーとかが映り込んでしまう場合もあると思うのですが、そういう配慮というのは、それはどのような形でされているのですか。

#### ○萩原危機管理課長 ご質問ありがとうございます。

まず、電気料金につきましては、東京電力の供給だと思いますが、かかる料金について、設置場所による違いはありません。それから、取り付けたときに共架料金というのがかかるわけですけれども、そちらはNTTと東京電力とでは料金に差があると聞いています。今、東京電力が値上げをするというような話を聞いていますので、多少経費が違う部分はございます。

もう一つは、プライバシーの問題です。カメラによっては、映り込む場所、例えば、特定の個人の建物の玄関が映ってしまうという場合は、そこをマスキングして、映さないという加工ができるカメラもあるというふうに聞いています。そうしたカメラを利用していただくのも一つございます。

それから、運用に関しましては、必ず基準を作ってくださいとお願いをしています。その基準 を作っていただかないとこの補助金の対象にならないという要綱になっておりますので、適切な 管理運用をお願いしているところでございます。

**〇小出会長** あと、規約を作れと言ったのは、さっき言ったようにプライバシーとの関係で、今 のカメラというのは非常に発達してきているので、昔はハードディスクみたいなのが付いていて、

録画するという時間が決められていて、そうすると上書きをしていかなければいけない。すると、 どれくらいまでそれを保存するかなんていう話もあって、そういうことで、何日間、1週間なり、 2週間なり、それで要するに上書きをするというような基準を作っていただくというような経緯 だったと思います。

余りないのですが、難しいのは、例えば、公園に取り付けるときに一番問題なのは公衆トイレ かな。公衆トイレで、女性用のところにカメラを付けていいのかという話は、プライバシーの問題としていろいろと議論されています。

自分たちでそういうものを考慮して規約を作っていただくことになります。そうは言っても標準的なものを多分提示をされるので、それで作っていくということになるかと思います。

- ○萩原危機管理課長 先ほどの説明に不足がありましたので、もう一言説明させていただきます。カメラの設置場所ですけれども、所管の警察署にまずご相談くださいということでお願いをしております。警察署から効果的だと思われる箇所について、アドバイスがございます。予算の関係もありますので、団体に持ち帰っていただきまして、どこにつけるかを最終的には団体で選択していただく形をとっております。プライバシーに十分配慮するということは、従前からお願いしていることですので、その点も踏まえまして、団体が最終的に決定するということになってございます。
- **〇小出会長** そのほか。是非、一言いただければ。 はい、どうぞ。
- **〇石井委員** 提案をしていい内容かどうかが分からなくて、お聞きしたいんですけれども、猛暑になるというふうに聞いていて、クールシェアとか、水分補給ができるところとかをみんなが分かるようにしたら、安全・安心まちづくりの一つになるかなと思いまして。こういったことについてもこの会議で、提案をしてもいいのでしょうか。
- **〇小出会長** それは、全然構わない。是非やっていただきたいと思います。

簡単に地域の活動の中で、ハザードマップというか、何とかマップというようなのは沢山作られていて、その中に付けていくというのは一つの方法ですよね。だから、そういうのは非常に重要じゃないかと思います。是非やってください。

はい、どうぞ。

○萩原危機管理課長 今、ご意見いただきましたけれども、私ども事務局は危機管理課だけでございます。区役所の業務は、所管がそれぞれ分かれていることもありますので、先ほどお話ししましたように、この提案用紙で、まずは提案をしていただきたいと思います。その所管課からの説明が必要ということがあれば、事務局でその調整をさせていただきます。提案用紙を活用していただきまして、事前にご提案をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

# **〇小出会長** そのほか、よろしいでしょうか。

補給所とかいうのを作れとなると、それは結構大変ですよね。もっと作れなんて話を文京区のここの事務局に言っても、我々は知りません、お金がありませんと、多分言われてしまいます。ところが、それを我々がそれをいかに知らせるか、どこにあるのか知らせるという話になれば、全く区役所と関係なくやれるわけですね、自分たちだけで。みんなでやりましょうという提案をしていただければ、多分それは全然問題がないと思います。だから、何でもかんでも役所にやってくださいという要望のお話だけでなく、基本的にはここの皆さんは地場で活動されているわけで、できることは自分たちの力でやればいいわけです。ただ、それをみんなで一緒にやりましょうということで連携できれば、非常に効果的だと思います。あるいはそういう話がありましたよというので、各々のところで聞いた情報を流して、自分たちも活動に参加しましょうと提案をしてみるということも非常に重要なことだと思います。

是非、とりあえずやってみてください。

そのほか、よろしいですか。

はい、どうぞ。

# **〇浅井委員** 文京区立中学校PTA連合会の浅井と申します。

今回、推進地区の話が結構出ていたのですが、パンフレットの中で、安心・安全まちづくり活動を行う団体等への活動支援とあります。団体というのはどのような団体が対象になるのでしょうか。

#### 〇萩原危機管理課長 事務局です。

青色防犯パトロールの団体ですとか、安全・安心まちづくり活動を行っている団体になりますので、推進地区以外の活動を行う団体ということになります。この「等」という表記についてはまた検討させていただきますけれども、個人に対して行うものではなくて、活動されている団体に対して行うものということになります。

**○浅井委員** 具体的には、私は、PTAを担当しているのですが、例えば、学校ですとか、そういう単位でやっていたら対象になるのですか。具体的などういう団体かというイメージがつかなくて。

○萩原危機管理課長 参考資料1の文京区安全・安心まちづくり条例第3条に、地域活動団体とございまして、町会、防犯協会、NPO、ボランティア団体となってございますので、PTAの防犯活動で、他からの補助金を受けているとすると、補助金は重複して交付することはできないことになっていますので、この補助金の対象とするのは難しいですが、まずはご相談いただければと思います。こういった安全・安心まちづくりの活動をしているので、支援をしてほしいということであればご相談ください。

**○浅井委員** ありがとうございます。特にPTAで何かやりたいという意味ではなくて、どんな 団体が該当して、協議する中で、例えば、身近でそういう人たちがいたらアドバイスができたり するのかなと思った次第で、お聞きしました。ありがとうございました。

**〇小出会長** そのほか、よろしいでしょうか。

もしなければ、これで、全ての議事は終了ということでございます。それでは、次回の予定等について、事務局からご説明してください。

## 〇萩原危機管理課長<br/> 事務局です。

次回、第40回の協議会でございますが、おおむね来年の1月ごろの開催を予定しております。 開催日時につきましては、会長とご相談の上、決めさせていただきたいと思います。

**〇小出会長** それでは、次回の日程は、今の事務局からの説明があったとおりでございます。 もし何もなければこれで閉会、よろしいでしょうか。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。それでは、またよろしくお願いします。 「閉 会」 (15:32)